

HTLV-1 対策推進協議会開催要綱

1. 目的

ATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1 関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症する原因となるHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の対策を推進するため、「HTLV-1 特命チーム」により平成22年12月20日に「HTLV-1 総合対策」（以下「総合対策」という。）が取りまとめられた。

総合対策に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長の主催により「HTLV-1 対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 構成員は、患者団体の代表者、学識経験者及びその他の関係者とする。
- (2) 協議会に座長を置き、感染症対策部長が指名する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- (3) 健康・生活衛生局及びこども家庭庁は、協議会に出席し発言することができる。
- (4) 感染症対策部長は必要に応じ、構成員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

3. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は概ね2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は、再任されることができる。

4. その他

- (1) 協議会は、原則公開とする。
- (2) 協議会の庶務は、健康・生活衛生局がん・疾病対策課、健康・生活衛生局難病対策課及びこども家庭庁成育局母子保健課の協力を得て、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において処理する。
- (3) 協議会又は座長は、必要があると認めるときは、協議会構成員に諮って小委員会を設置することができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成23年6月22日より施行する。

(平成24年 4月 1日一部改正)

(平成28年 7月 8日一部改正)

(平成30年 3月20日一部改正)

(令和 2年 7月31日一部改正)

(令和 5年11月 2日一部改正)